



Legal Committee 参加報告 (2012年10月ダブリン、アイルランド)

ALPA Japan Legal 委員会は、2012年10月30～31日にアイルランドのダブリンで開催された IFALPA Legal Committee Meeting に参加しました。ALPA Japan Legal 委員会は今回の COMM において①日本航空の不当解雇問題に関して2013年4月の IFALPA 総会以降における経過を報告する、②この問題に関して各所属協会に向けて IFALPA から声明(Statements)を發出して貰うこと、③更に進行中の裁判を始め、今後の取り組みに対する IFALPA の支援を得ること、④次回の Legal Committee Meeting を日本に招致すること、を主な目的としました。

議題及び討議内容について簡単にご紹介致します。

1. Legal 委員長報告

Legal 委員長から前回の会議(2011年10月)以降の活動に関する最新情報が報告された。

ALPA Japan に対する支援声明が年次総会で発表されたこと、また、2013年の Legal COMM を ALPA Japan がホスト国を務める旨の招待状が IFALPA 本部へ送られたことが紹介された。また ALPA Japan から、IFALPA 会長に対して JAL 解雇問題支援の支援要請を目的とした短いビデオ映像の作成を依頼した。

その他、継続議題となっているボイスレコーダー問題について、議題提案したアルゼンチン ALPA との情報交換が進んでおらず、さらに今回は不参加の旨、報告があった。

2. 2012年 IFALPA 総会役員選挙と事務所移転、委員会共同開催

IFALPA 総会における役員選挙の実施は規約によって定められている。得票数が均衡している場合のオプションとして各得票数が公表される場合、その方法について厳格な管理体制が必要となる。ジム・ジョンソン副委員長は、無競争選挙となったため、円滑に運営された今回の役員選挙をモニターしていた。今回を含め、こうして弁護士は規約が正しく適用されていることを確認するという重要な役割があることが紹介された。

IFALPA 事務所がロンドンからモントリオールへ2013年4月に移転完了する件に関連して、現在の規約がカナダの法律と合致していることを確認する作業の提案があった。

また、Industrial Committee と類似議題に関連して合同会議を開催する必要性について、両委員長が検討を行っていることが紹介された。

3. 2011年 Legal Committee at Madrid, Spain 報告

委員会において前回会議議事録に確認、及び承認作業を実施した。

4. 航空機事故犠牲者に対する援助の手引書 その他

ICAO で作成されている「航空機事故犠牲者に対する援助の手引書」ドラフト版について、内容の確認を行った。これに関連して、スペイン ALPA の代表は事故やインシデントの場合、CVR と DFDR のデータが確実に保管されるべく、IFALPA と ICAO がその支援を行うように要請すべきとの発言が ICAO 会議であった。そこで Legal 委員長からスペイン ALPA 及び ICAO に対して、「ICAO Annex13 とその付属書 E は、航空関係者に関わらず全個人に適用されなければならない。そして Annex13 は航空機事故やインシデントに関連して得られた DFDR 及び CVR の完全な保護を保証することを明確に規定している」旨の返答を行うことになった。

トルコ ALPA は、2013 年 4 月 26 日を「国際パイロット日」としてイスタンブールに IFALPA メンバーを招待したいと申し出ており、IFALPA に対して正式な招待レターを送るよう、トルコ ALPA にその旨を伝えたことが報告された。また、トルコ ALPA から労働法関連のアンケートを各国 ALPA に求めており、今後その内容が IFALPA に送付されることになっている。

5. 契約制パイロットに関する Review

Easy Jet のような LCC が抱える契約制パイロットについて「現在の契約制パイロットという潮流を法的な観点から食い止めることが出来るか？」という提起がなされ、議論を行ったが、結果として契約制パイロットを止めさせることは困難であるという結果に終わった。

各国 ALPA は、大小の契約制パイロット問題を抱えている。特に欧州においては、社内で異なる労働条件下で労働させてはならないと規定されているなど、この問題について今後も労働条件の確立のため、全ての ALPA は奮闘しなければならない。これについて次回の COMM でも議論されることが確認された。

6. 定年に関する問題

Legal COMM と Industrial COMM は、定年問題に関して共同会議を開催して議論を行った。その中で以下の方針が確認され、変更提案を行うこととなった。

- ・ 推奨される定年年齢について各国 ALPA は 60 歳を定年とすること、年金給付の完全支給または減額について交渉を開始すること
- ・ Industrial COMM はこの問題について継続討議すること

7. 航空分野における EU ETS と ICAO

EU が独自に提唱している航空分野における EU ETS（欧州連合域内排出量取引制度）に対する反対国が多いことから、ICAO の場で解決すべきとの確認がなされた。

8. ECA の状況

ECA（European Cockpit Association）のイグナシオ・プラザ氏から、欧州における法律関係に関するプレゼンテーションが実施された。それらは EU ETS、安全情報の不適切な使用問題、航空旅客に対する賠償問題の長期化、飛行時間問題、社会保障といった労働条件の問題、欧州における国家横断的な労働者の配属とそれに関連した団体交渉の問題などである。これらについて次回の COMM でも報告されることになっている。

欧州における飛行時間制限の改悪問題に関連して、ECA は「Dead-Tired Campaign」を行っている。

これによって欧州 ALPA からは 80,000 を超える署名が集まっており、現在もオンライン署名が可能となっている。ECA は欧州議会に法案が提出される前に 100,000 通の署名を目標としている。

9. フィジーALPA における問題の共有

フィジーのパイロットが、地元新聞紙が明らかにした内容を基に起訴され、裁判所において係争中であることが副委員長から報告された。フィジー政府と航空会社はパイロットが収監されたことについて遺憾の表明をしている。現在、そのパイロットは出所したものの自宅軟禁中であり、乗員職への復帰を果たしていない。そして彼は容疑を否認し続けている。

この件に関して、当該乗員を支援する文書を IFALPA 経由で発信し、現在、副委員長が当該乗員の弁護士と接触している状態であるが、COMM は追加提案として当該乗員を援助する方法及び勧告を行った。

当該乗員を支援するためには事実確認が必須であることから、12月にフィジーで開催される ICAO の地域会議に IFALPA のメンバーが参加し、状況を確認するため当該乗員との面会することが提案された。その他、現在進行中の裁判が不利に働くようであれば、フィジー最大手の商社へ圧力をかけること、また豪州政府に働きかけること、豪州 ALPA へ連絡すること、アムネスティ・インターナショナルに連絡すること、裁判傍聴者を募ること、外交ルートを通じて遺憾を表明すること、等が追加提案された。副委員長はこれら全てに同意し、今後は ICAO の地域会議に参加するメンバーと情報共有を行うこととなった。

10. アルコールに関するプレゼンテーションとアンケート結果

ロジャー氏によるアルコールに関するプレゼンテーションが行われ、各 ALPA に配布された「勤務開始前のアルコール制限時間に関するアンケート」の結果が報告された。主な結果は以下の通り。

ドイツ	：	勤務開始前 8 時間（勤務開始時には「0」であること）
カナダ	：	勤務開始前 12 時間
南アフリカ	：	職務時間 8 時間前
日本	：	飛行開始時刻 12 時間前
スペイン	：	職務時間 8 時間前
トルコ	：	職務時間 8 時間前
イスラエル	：	職務時間 8 時間前
フィンランド	：	職務時間 12 時間前
米国	：	職務時間 8 時間前

11. JAL 解雇問題に関する報告と IFALPA への要請

ALPA Japan から、JAL 解雇問題に関して現状報告を行った。

これまで IFALPA から受け取った支援は、2012 年の年次総会での声明を含むプレスリリース、IFALPA ウェブサイトにおけるビデオ声明、そして書面声明を東京地方裁判所及び ILO に対する書面声明である。

今般、ALPA Japan は以下の要請を COMM に対して実施した。

現在、東京高等裁判所に上告中であり、次回の控訴審は 2012 年 12 月 6 日に予定されている。ALPA Japan は勝利を得られるまで原告と共に闘い続けるので、その闘争に対する支援を IFALPA と各国 ALPA に求めたい。

そこで新たに、①ILO 勧告の後に新たな IFALPA 声明、②東京高等裁判所に提出する書面要請に向けて、各国 ALPA に支援文書を依頼、③IFALPA 及び各国 ALPA から日本に対するビデオ・メッセージ、をお願いしたい。ALPA Japan が声明文のサンプルを準備するので、それを各国 ALPA に配布していただきたい。

1 2. 機長権限と東京条約の Review

機長権限と粗暴旅客について規定されている東京条約について、時代の変遷に伴って再規定するための特別小委員会が ICAO で開催されており、その議事録について報告があった。

1 3. UAS (無人航空機システム) に関する Review

ジム・ジョンソン Legal 副委員長は、「UAS (Unmanned Aerial System、無人航空機システム) において、どこまでがパイロットの責任なのか？」という問題を提起しました。副委員長は軍隊で使用している航空機をグループ別に紹介し、軍用機は最大離陸重量によってパイロットに要求される訓練時間が異なり、そして全ての航空機において2人のパイロットを必要としていることを明らかにした。

一方で、米国国防総省では UAS による飛行を増大させており、将来的に全て UAS に置き換わる可能性もあること、さらにそれら UAS の多くはパキスタン上空を飛行しており、その他の地域も含め、米国のラスベガスまたはその周辺の米国中部にいる操縦者 (オペレーター) がそれら UAS を制御していることを説明した。UAS の一部にはオペレーターをも必要とせず、コンピューターによってプログラミングされているとの報告もあった。

ドイツ ALPA のトーマス氏は、UAS におけるパイロットの役割の重要性について解説を行った。彼によると、コンピューターはある程度の役割を果たすことの有効性を示しつつも、あるイベント (不具合) が発生してコンピューター的能力限界を超えた場合は人間がその解決を図らなければならないということである。

1 4. FAA による新たな Duty&Rest 要件を示した規則の発効

FAA はパイロットに必要な休息の条件を記した、新たな規則 (Duty & Rest Requirements) が 2014 年 1 月 1 日に発効されることが報告された。

1 5. EASA の新飛行時間規則への対応

EASA (欧州航空安全局) が提案している飛行時間規則改正に反対する「Dead-Tired キャンペーン」の実施状況について、委員会で議論を行った。

1 6. その他- 次回の会議日程等

2013 年の Legal 委員会開催の招待状が ALPA Japan から送られてきた。これに関して次回の IFALPA 理事会で検討され、結果について今後、委員会メンバーに周知されることになる。

閉会にあたり、オリバー・セルマン氏から今回の委員会で得られた情報は非常に価値のあるものであり、感謝している。そして必要な更なる情報が委員長にフィードバックされることを期待している、とのコメントがあった。委員長からはアイルランド ALPA への謝意のコメント、そして出席メンバーへも謝意が伝えられた。最後にドナ・フォーデン氏が最後の委員会出席となること、彼女の COMM に対する多大なる貢献に対して感謝すると共に、今後の不参加は非常に心痛である、とのコメントを残した。

以上